

# 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」の考え方

平成 23 年 5 月 24 日

内閣府防災担当

## 1 特定被災地方公共団体

(1) 特定被災地方公共団体は、公共土木施設の災害復旧事業等への特別の財政援助を行う対象であることから、被害額と当該市町村の税収入を比較し、負担の大きなものを選定すべきもの。

しかしながら、東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生しており、地方公共団体ごとの具体的な被害を把握するには相当の期間を要する。

このため、都道府県については、災害救助法の適用があった県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）を法第 2 条第 2 項に規定し、法第 2 条第 2 項において政令で定めると規定されている「特定被災地方公共団体」に該当する市町村については、特別法の制定時は、災害救助法（帰宅困難者対応を除く）が適用された市町村等のうち、以下のいずれかに該当する市町村を選定。

- ① 震度 6 弱以上
- ② 住宅の全壊戸数が一定規模以上
- ③ 津波予報区内の最大津波観測値が 2.4m 以上であり、浸水被害が確認されている
- ④ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が 5% 超

(2) 以上の他、市町村ごとの具体的な被害が明らかになった時点で、追加の必要性の有無を検討する。

## 2 特定被災区域

「特定被災区域」については、災害救助法の適用対象地域（帰宅困難者対応を除く）及びそれに準じる区域として被災者生活再建支援法の適用対象地域（全壊世帯数が 0 のものを除く）を選定。